

第1回播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会

日時：令和7年7月7日(月)

13時30分～15時00分

場所：播磨町役場第2庁舎 会議室2

- 1 開 会
- 2 町長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会及び委員長、副委員長の選出について（資料1、資料2）
- 5 議事
 - (1) 播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の概要（資料3）
 - (2) 地球温暖化対策（脱炭素）に関する取組事例について（資料4）
 - (3) 住民・事業者に対するアンケート調査の実施について（資料5）
- 6 その他
- 7 閉 会

播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づき、播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その基本的事項、内容等について検討するため、播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の原案又は改訂案を検討すること。
- （2）その他計画策定のために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）事業者の代表者
- （3）住民の代表者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）その他町長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の原案の作成が完了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名してこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、環境担当課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定委員会 委員名簿

氏名	所属	区分
奥 勇一郎	公立大学法人 兵庫県立大学 環境人間学部 准教授	学識経験者
松下 嘉城	播磨町自治会連合会 副会長	住民の代表者
宮山 亜紀	播磨町商工会 会員 アートジャム	事業者の代表者
竹内 正和	日本山村硝子株式会社 播磨工場 窯業設備課 課長	事業者の代表者
宜保 基樹	多木化学株式会社 本社工場 環境安全施設部 環境管理課 課長	事業者の代表者
三根 佳奈子	株式会社自然回復 取締役	事業者の代表者
北尾 政憲	関西電力株式会社 兵庫支社 播磨・但馬コミュニケーション統括グループ 担当課長	事業者の代表者 (エネルギー供給事業者)
飯塚 一哉	但陽信用金庫 地域創生部 地域・観光支援課 課長	事業者の代表者 (金融機関)
宮尾 尚子	住民代表（公募委員）	住民の代表者 (一般公募)
井川 あゆみ	兵庫県環境部環境政策課 温暖化対策官	関係行政機関

播磨町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定の概要

1. 背景

- (1) 国の「地球温暖化対策計画(2025年2月閣議決定)」では、2030年度の温室効果ガス排出量を **2013年度比46%削減**(産業部門:約38%、業務部門:約51%、家庭部門:約66%、運輸部門:約35%)、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ **60%、73%削減**。また、「第7次エネルギー基本計画(2025年2月閣議決定)」では、**エネルギー自給率を、2040年度には30~40%**(2023年度15.2%)、**再生可能エネルギーの電源構成割合を40~50%**(2023年度22.9%)に目標を引き上げました。

【地球温暖化対策計画】

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減

【エネルギー基本計画】

再生可能エネルギーの電源構成割合を40~50%(2023年度22.9%)

- (2) 国内では、気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、2018(平成30)年6月に「**気候変動適応法**」が成立し、同年12月1日に施行されました。「気候変動適応法」の第12条においては**地域気候変動適応計画**が位置づけられています。
- (3) 国の地域脱炭素ロードマップ(2021(令和3)年6月国・地方脱炭素実現会議)において、2030年度までに少なくとも **100か所以上の「脱炭素先行地域」(これまで6回募集、88か所選定)**をつくり、全国で重点対策(自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など)を実行し、2050年を待たずに脱炭素達成(脱炭素ドミノ)を目指しています。中でも「政府及び自治体の建築物及び土地において、**2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入**され、**2040年には100%導入**されていることを目指す」とされています。

【脱炭素先行地域】これまで6回募集、88か所選定

県内では、神戸市、尼崎市、加西市、淡路市

- (4) 兵庫県は、脱炭素社会の実現を地域から先導するとともに、気候変動の影響への耐性・回復力を備えた地域づくりを目指し、**2022年3月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」**(以下「県推進計画」という。)を改定しました。県推進計画では、長期的な将来像として「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を掲げており、再生可能エネルギーの導入など、県民・事業者・団体・行政等が一体となった取組を推進していくこととしています。具体的には、**2030年度における温室効果ガス排出量の48%削減(2013年度比)**に取り組みつつ、さらなる高みを目指すこととしています。また、レジリエンスの向上や地域資源の有効活用の観点からも、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要があることから、2030年度の再生可能エネルギー導入目標(発電量)を80億kWh(再エネ比率約22%)としていましたが、**100億kWh(再エネ比率約30%)**へと見直しを行いました。

【兵庫県地球温暖化対策推進計画】

2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比48%削減

再生可能エネルギー導入目標 100億kWh(再エネ比率30%)導入

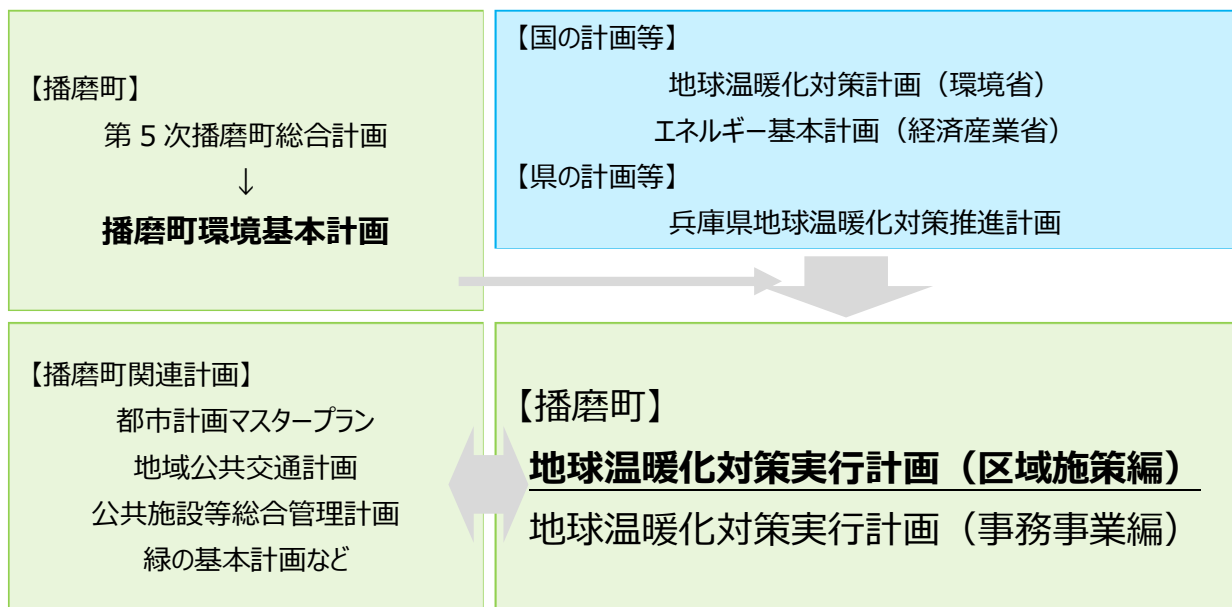
2. 基本的事項

(1) 計画の基本的条件

計画の基本的条件

計画概要・目的	本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査し、最大限再生可能エネルギーを導入するとともに、温室効果ガス排出量を大幅に削減するための地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する。
計画期間	計画策定は2025（令和7）年度末、 短期・中期・長期の目標年度を2030年度、2035年、2040年度 とする。ただし、長期ビジョンとして2050年ゼロカーボンシティを目指す。
基準年度	国や県に準じて2013（平成25）年度とする。
対象範囲	市域全域を対象とし、住民・事業者・町を主体とする。 対象部門は、産業、家庭、業務その他、運輸、廃棄物の5部門とする。
対象ガス	エネルギー起源CO ₂ （電気、燃料等）及び非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物）

(2) 計画の位置づけ



計画の位置づけ

3. 本町の地域特性

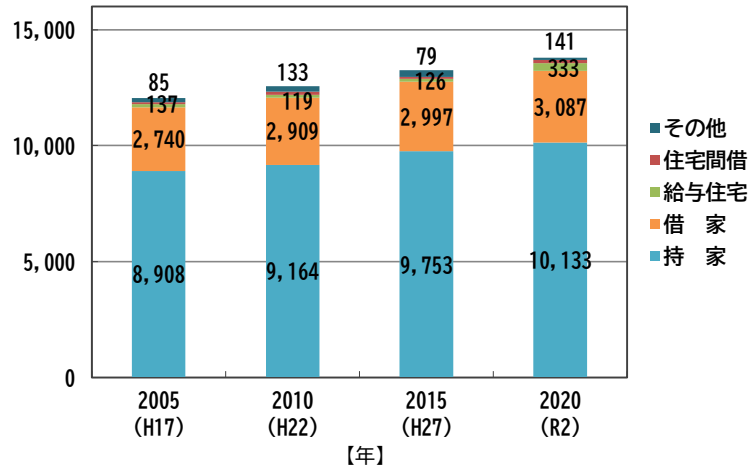
本町の自然的・社会的・産業経済的特性等を整理すると以下の通りです。

本町の地域特性

区分	地域の現状・課題・地域資源
自然的特性	<p>(1) 本町の面積は 9.13km² と兵庫県で最も小さく、その 3 割が海を埋め立てた人工島である。コンパクトなまちを活かした脱炭素施策が必要である。</p> <p>(2) 本町の地形は、概ね平坦な平野部からなり、町の中心部を喜瀬川が貫流し、山等の「森」を持たないため、「ため池」、「水田」、「海」等の「水」が環境の基盤である。一方、喜瀬川の適正な流量の確保や栄養塩の循環バランス確保等の広域的な課題を抱えている。海藻などの植生により海洋資源による生物多様性の確保、漁業の再生化などを目的としたCO₂吸収源の確保の取組を推進する必要がある。</p> <p>(3) 年間日照時間は、概ね 2,200 時間以上となっており、全国平均よりも長いため、太陽光発電や太陽熱利用の活用が期待できる。(町に近い明石観測所のデータを参考)</p> <p>【時間】</p> <p style="text-align: right;">※2021 年度は一部データに欠損あり</p> <p style="text-align: center;">年間日照時間 (気象庁「明石観測所」)</p>
社会的特性	<p>(4) 人口は 2024 年に 34,916 人となっており、2015 年に比べ 0.4% 減少している。一方、世帯数は 2024 年に 15,692 世帯で 2015 年に比べ 8.8% 増加していることから、家庭での省エネ対策が必要になる。</p> <p style="text-align: center;">— 人口 — 世帯数 — 1世帯当たり人数</p> <p style="text-align: center;">人口動態・世帯数調査 (住民基本台帳 (各年 1 月 1 日))</p>

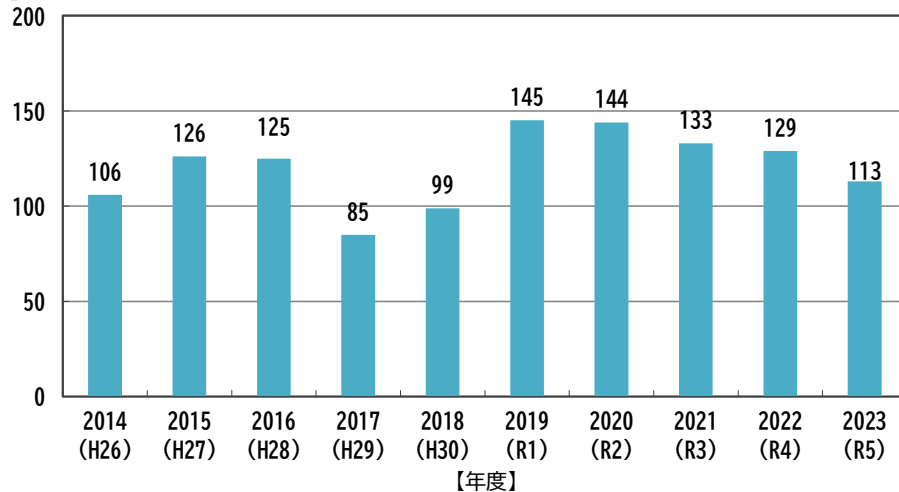
(5) 住宅数は、年々増加傾向であり、持ち家一戸建て新設住宅件数は、2019年以降、毎年100～140件程度となっており、**新築時のZEHを促進**する必要がある。(次ページ参照)

【世帯】



住宅数（播磨町統計書 2024年（1月1日現在））

【戸】



持ち家一戸建て新築住宅件数（住宅着工統計）

(6) 乗用車（普通車・軽自動車（乗用））の保有台数は、2023年度で約16,000台程度となっており、2021年以降はほぼ横ばいで推移しているものの、脱炭素社会の実現のためには**電気自動車（EV）等、次世代自動車への買い替え**が必要となる。(次ページ参照)

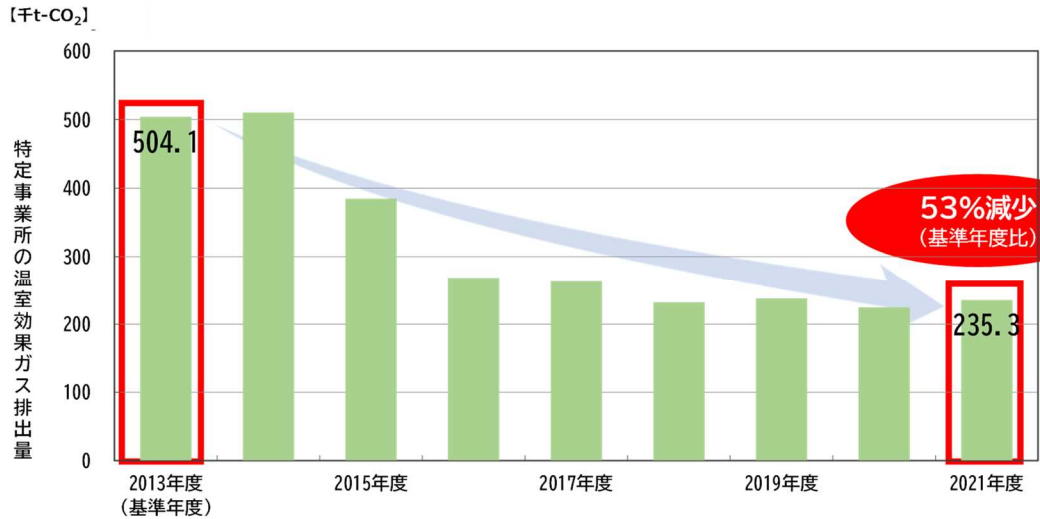
(7) 町人口の約19%が公共交通空白地域に居住しており、移動の利便性の向上や日常生活における移動を支えるため、**デマンド型乗合タクシーなどの新たな交通システム**が必要となる。

(8) 運輸部門の排出量のうち船舶が約24%を占めているため、**漁船の電動化や燃料転換（LNG、水素等）**を推進し、CO₂を削減する必要がある。

区分	地域の現状・課題・地域資源																																										
産業 経済的 特性	<p>(9) 現在、人工島では一般機械器具製造、化学工業を中心とする約 60 数社が操業し、その製造出荷額は県下でも上位にランクされている。製造業における脱炭素化がポイントとなる。</p> <p>(10) 人工島において再生可能エネルギー等の導入を促進することにより、エネルギーの地産地消や地域内の経済循環の活性化、災害に強い地域づくりが期待できる。</p> <p>(11) 産業は、化学工業の進出により、第 2 次産業が飛躍的な発展をとげているが、本町の温室効果ガス排出量の割合の約 83%を製造業（自治体排出量カルテより）が占めているため、今後は、工場・事業場での省エネ対策の強化、再生可能エネルギーの導入等によるエネルギー消費量の削減が必要となる。</p> <p>(12) 商業は、近郊での大型店の進出により、厳しい環境となっている。</p> <p>(13) 農業は米作中心で、宅地化が進むにつれ耕地面積は減少の一途をたどっている。</p> <p>(14) 地域経済循環分析（2020 年試行版）によると、本町のエネルギー代金は町外へ 167 億円流出していることから、エネルギーの地産地消により流出を抑制する必要がある。</p>																																										
温室効果ガス 排出 特性	<p>(15) 環境省「自治体排出量カルテ」によると、本町の 2022 年度における温室効果ガス排出量は 640 千 t-CO₂ で、産業部門が約 83%、運輸部門が約 8%、家庭部門が約 5%、業務その他部門が約 4%となっているため、産業部門、運輸部門に対して重点的に削減対策を図っていく必要がある。</p> <div data-bbox="638 784 1069 1187" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>2021年度 部門別温室効果ガス排出構成</caption> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業部門</td> <td>83.0%</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>8.2%</td> </tr> <tr> <td>家庭部門</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>業務その他部門</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物分野</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">部門別分野別温室効果ガス排出構成（環境省「自治体排出量カルテ」）</p> <p>(16) 環境省「自治体排出量カルテ」によると、2022 年度における温室効果ガス排出量は 2013 年度比で 1.3%増加となっており、排出量の増加要因は、製造業における温室効果ガス排出量の増加が影響している。しかし、特定事業所の部門別排出量の推移をみると、基準年度比で約 53%削減しており、実態と乖離していることから、製造業の排出量については特定事業所の排出実績を用いた独自の排出算定方法を検討する必要がある。</p> <div data-bbox="303 1478 1436 2016" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>部門別・分野別温室効果ガス排出量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>総排出量 (千 t-CO₂)</th> <th>産業部門 (千 t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013年度 (基準年度)</td> <td>591.3</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>2014年度</td> <td>641.7</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>2015年度</td> <td>599.0</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>2016年度</td> <td>571.7</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>2017年度</td> <td>570.3</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>2018年度</td> <td>520.3</td> <td>414</td> </tr> <tr> <td>2019年度</td> <td>532.3</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td>2020年度</td> <td>533.5</td> <td>428</td> </tr> <tr> <td>2021年度</td> <td>598.9</td> <td>497</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">部門別・分野別温室効果ガス排出量の推移（環境省「自治体排出量カルテ」）</p>	部門	割合	産業部門	83.0%	運輸部門	8.2%	家庭部門	4.6%	業務その他部門	3.7%	廃棄物分野	0.5%	年度	総排出量 (千 t-CO ₂)	産業部門 (千 t-CO ₂)	2013年度 (基準年度)	591.3	452	2014年度	641.7	505	2015年度	599.0	470	2016年度	571.7	450	2017年度	570.3	454	2018年度	520.3	414	2019年度	532.3	423	2020年度	533.5	428	2021年度	598.9	497
部門	割合																																										
産業部門	83.0%																																										
運輸部門	8.2%																																										
家庭部門	4.6%																																										
業務その他部門	3.7%																																										
廃棄物分野	0.5%																																										
年度	総排出量 (千 t-CO ₂)	産業部門 (千 t-CO ₂)																																									
2013年度 (基準年度)	591.3	452																																									
2014年度	641.7	505																																									
2015年度	599.0	470																																									
2016年度	571.7	450																																									
2017年度	570.3	454																																									
2018年度	520.3	414																																									
2019年度	532.3	423																																									
2020年度	533.5	428																																									
2021年度	598.9	497																																									

区分

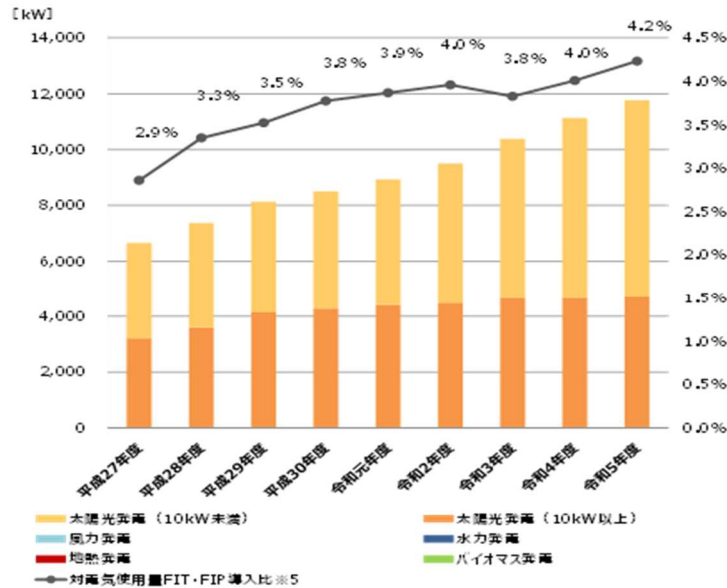
地域の現状・課題・地域資源



特定事業所の温室効果ガス排出量の推移

(17)再生可能エネルギー導入設備容量(2023年度)は、「自治体排出量カルテ」によると区域全体で11,769kWと太陽光発電のみとなっており、10kW以上が40%、10kW未満が60%である。また、太陽光発電設備の累積導入実績は、**2022年度に約14,000kW**となっており、2014年度以降、右肩上がりに**増加**している。

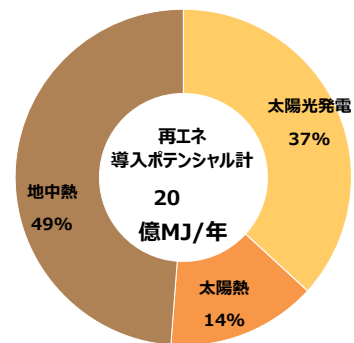
エネルギー特性



再生可能エネルギー導入設備容量 (環境省「自治体排出量カルテ」)

(18)本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、「再エネ自治体情報カルテ (REPOS)」によると電気分野においては**太陽光発電のみ**となっている。

電気以外の熱を含むと、**地中熱が49%**、**太陽光発電が37%**、**太陽熱が14%**となっている。



再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区分	地域の現状・課題・地域資源
	(19)本町には、特定事業所が13事業所存在（2020年度時点）しており、公共施設を含むエネルギー多消費事業所についても連携して省エネを強化していく必要がある。
廃棄物特性	<p>(20)2市2町で構成する東播臨海広域市町圏では、2022年度からエコクリーンピアはりま可燃ごみ処理施設を稼働開始しているが、<u>エコクリーンピアはりま可燃ごみ処理施設でのごみ焼却の際の熱回収によって発電した電力</u>を2市2町の<u>公共施設</u>で有効活用することで、地域の脱炭素化や経済循環を目指す。</p> <p>(21)2024年度に事業手法等について検討を行った結果、<u>地域新電力会社を設立</u>して実施する方向性を決定した。<u>地域新電力会社設立に向けた取組</u>や本町の公共施設の電力需要等から電力供給体制の構築を目指す必要がある。</p> <p>(22)ごみ排出量は年々減少傾向にあるが、2022年度の<u>リサイクル率は17.0%と低下</u>しており、全国平均の19.9%を下回っていることから、ごみの分別の徹底等が必要である。</p>

4. 本町の地球温暖化対策に関する現状の取組

(1) 電気自動車用普通充電器の設置

本町において、カーボンニュートラル実現に向け、電気自動車用普通充電器を設置しました。2023年10月に株式会社ダイセキ様より企業版ふるさと納税のご寄付を賜り、これを活用し設備を導入しています。

(2) 太陽光発電システム設置費補助金交付事業

町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に太陽光発電システムを設置した方、又は町内に建築された太陽光発電システム付きの住宅を購入した方を対象に補助を交付しています。

(3) 蓄電池システム設置費補助金交付事業

町内の住宅（一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。）に蓄電池システムを設置した方、又は町内に建築された蓄電池システム付の住宅を購入した方等を対象に補助を交付しています。

(4) 電気自動車等充電ステーション設置費補助金

本町は脱炭素社会を実現するため、電気自動車（EV）の普及を促進しています。町内事業者の皆様を対象に充電ステーション設置の導入を支援し、電気自動車を利用しやすい環境の整備を促進しています。

(5) 太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業

家庭の太陽光発電設備普及を推進するために、県内自治体が2022年度から連携して実施している「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業」に、2024年度から本町も参画しています。

(6) クーリングシェルターを指定

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、気候変動適応法第21条第1項に規定する指定された施設のことで、熱中症特別警戒アラートが発表された際、クーリングシェルターに指定された冷房設備のある町の施設などを、暑さをしのげる場所として利用することができ、現時点では町内19施設において指定しています。

5. 2050年カーボンニュートラルに向けた方向性(案)

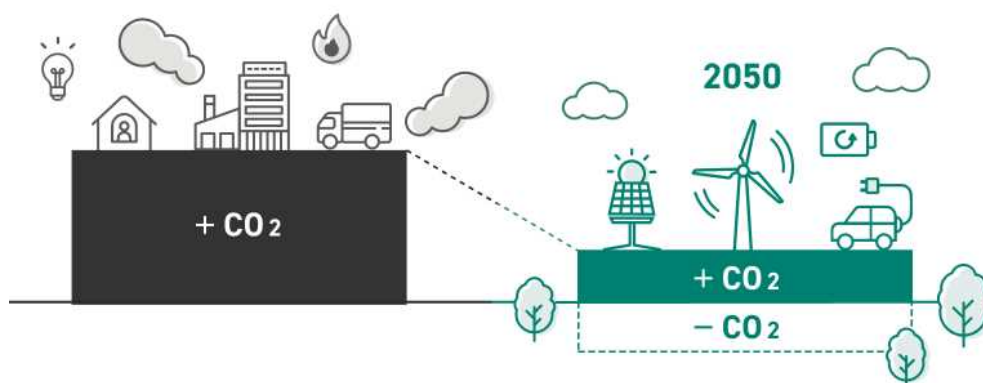
2050年カーボンニュートラルに向けて、行政・住民・事業者・関係団体等が連携・協力して取り組む必要があります。また、脱炭素社会の実現と地域課題の同時解決を目指し、環境分野だけでなく、環境、経済、社会分野（SDGsの概念）での脱炭素化を進めていきます。

【参考】カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロにする」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



カーボンニュートラルとは（出典：脱炭素ポータルサイトより）

将来のまちのイメージ

・住民や事業者は、「**デコ活**」の取組が定着し、脱炭素型ライフスタイルやビジネススタイルの暮らしをしています。

- ・買い物や通勤、レジャーにはEVで出かけ、蓄電池を活用して電化製品を使用しています。
- ・住民が利用するバスは**デマンド化**や**EV化**され、**買い物**などの移動手段として利用されています。



・住宅や事業所の屋根には、景観に配慮した太陽光パネルが設置され、**再エネ電力**が使われています。

・アマモ等の藻場が形成されCO₂を吸収しています。また、**漁業が活性化**しています。



・住宅や事業所の建物は、省エネ性能の高い**ZEH・ZEB化**が標準化され、健康に豊かに暮らしています。

・船舶燃料は、LNG、アンモニア・水素等へ**燃料転換**が進んでいます。



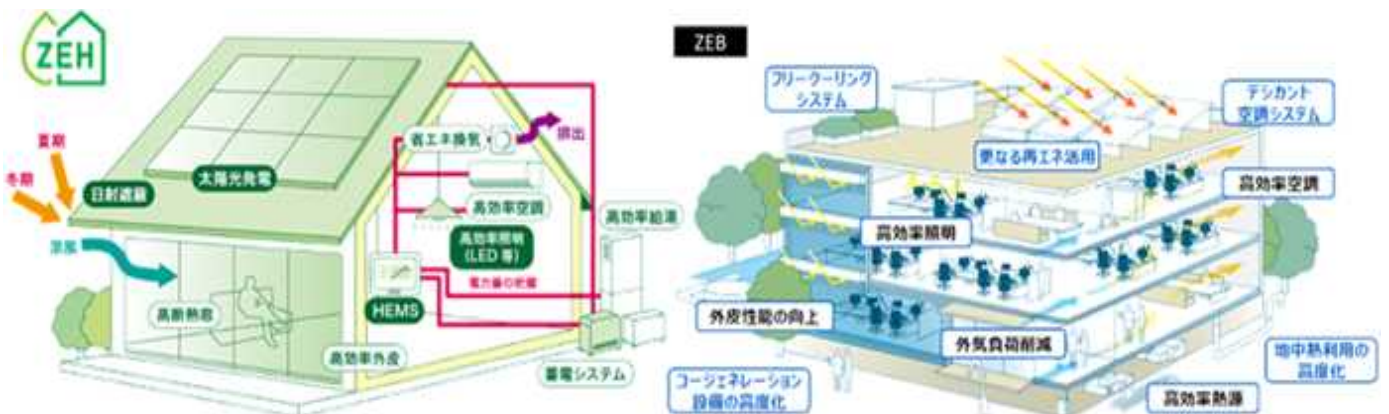
・カーボンニュートラルポート(CNP)が構築され、**エネルギーの地産地消**が実現しています。

・サプライチェーン全体で**脱炭素経営の取組**が進んでいます。

・災害時にもエネルギーが自給でき、住環境の質の高い**安心・安全な暮らし**をしています

将来のまちの姿

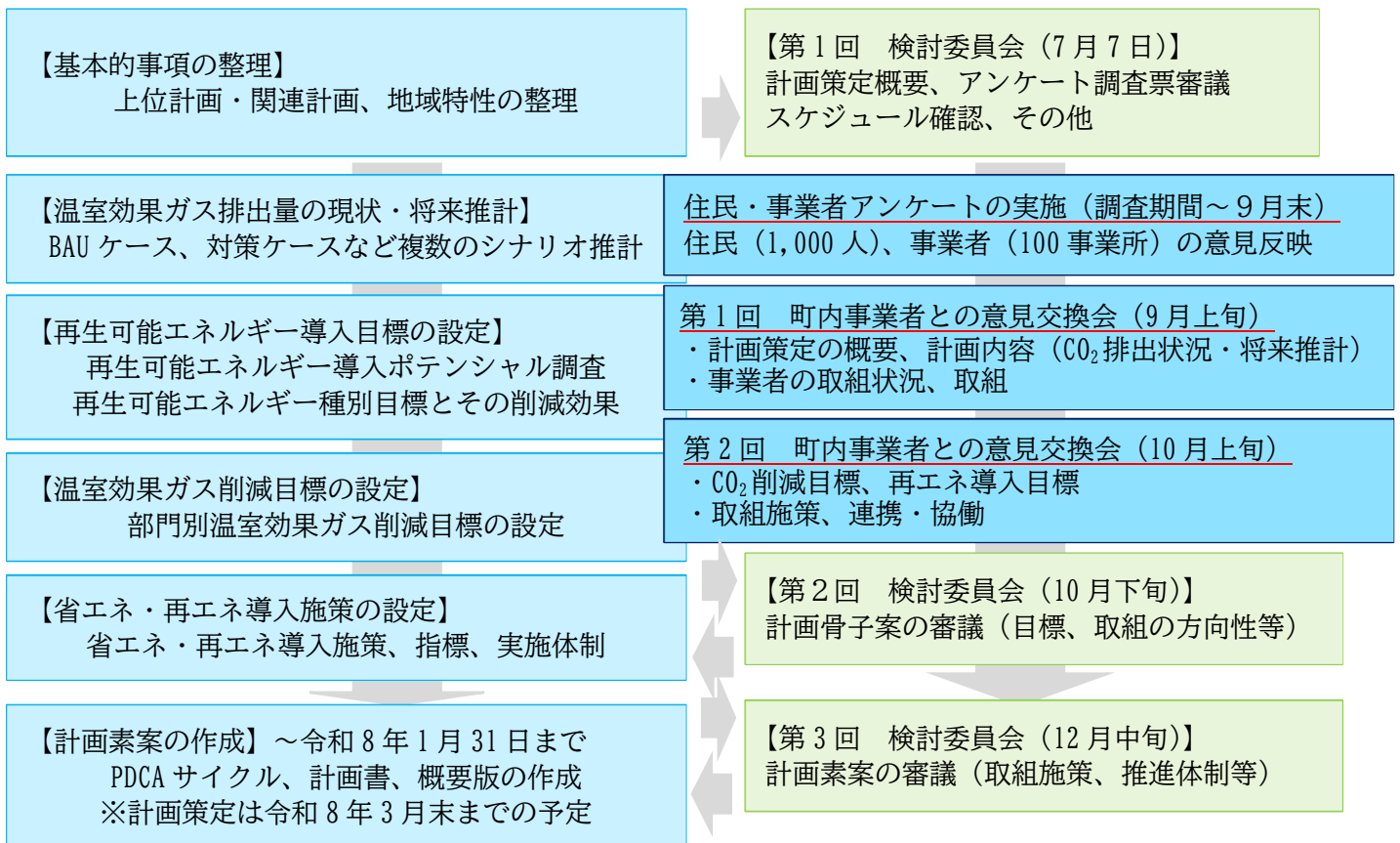
【参考】ZEH（ゼッチ）とZEB（ゼブ）について（イメージ図）





脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿（出典：環境省 WEB サイトより）

6. 計画策定フロー



計画策定フロー

計画策定に係る工程表

年	月	検討委員会	意見交換会 (町内事業者)	事務局 (産業環境課)
R7	6 ～ 9	【第1回（7月7日）】 ・計画策定の概要 ・アンケート調査内容 ・先進事例など	【第1回（9月上旬）】 ・計画策定の概要と工程 ・アンケート調査内容	・地域特性 ・温室効果ガス排出量 ・再エネポテンシャル
	10 ～ 12	【第2回（10月下旬）】 ・計画骨子案 （目標、取組方針） 【第3回（12月中旬）】 ・計画素案 （取組施策、推進体制等）	【第2回（11月下旬）】 ・温室効果ガス削減目標（案） ・取組施策 ・推進体制等	・再エネ導入目標 ・温室効果ガス削減目標 ・取組施策設定 ・来年度予算要求 ・実行計画 （区域施策編）素案
R8	1 ～ 3	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 （R8年1月31日まで） ※計画はR8年3月末までに完成予定		・パブリックコメント 実施予定（2月） ・計画策定（3月）、 公表

【参考】播磨町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 目次構成（案）

大分類	小分類
第1章 基本的事項	1. 計画の基本的事項 2. 本町の地域概況
第2章 温室効果ガス排出状況、将来推計	1. 温室効果ガス排出状況 2. 温室効果ガス排出量の将来推計
第3章 2050年の将来像	2050年カーボンニュートラルに向けた将来像
第4章 温室効果ガス削減目標	1. 温室効果ガス削減目標 2. 再生可能エネルギー導入目標
第5章 目標達成に向けた取組施策	1. 温室効果ガス削減に資する取組施策
第6章 計画の推進方法	1. 推進体制整備 2. 推進管理方法
資料編	1. 住民・事業者アンケート調査結果 2. 再生可能エネルギー導入ポテンシャル 3. 用語集